

法務省予算監視・効率化チーム臨時会合

(法務省行政事業レビューに係る部分について)

第1 日 時 平成23年7月27日(水) 自 午後15時00分
至 午後17時00分

第2 場 所 最高検察庁大会議室(20階)

第3 議 題 法務省行政事業レビューについて

第4 議 事 (次のとおり)

井上会計課長 定刻前ですが、おそろいでございますので、法務省予算監視・効率化チームの臨時会合を始めます。

初めに、官房長からごあいさつをお願いいたします。

稲田官房長 本会合の事務局長を務めております官房長の稲田でございます。

アドバイザーの先生方には、このように蒸し暑い中をお出ましいただきまして、本会合の臨時会合に御出席いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

本日、本来であれば、チームリーダーであります副大臣がここに参りまして、ごあいさつをするべきところでございますが、ただいま国会に出席しておりまして、小一時間もすれば戻ってくるかと思いますが、時間の都合もございまして始めさせていただきたいということで、私のほうから代わりましてごあいさつを申し上げることとなりました。

本日の議題につきましては、もう既に御案内のとおり、法務省行政事業レビューについて御審議をいただくということになっております。これにつきましては昨年も実施したところでございますが、本年も総理のほうから、行政刷新会議の決定に即して積極的に取り組むようにというような御指示をいただいているところでございますので、先生方におかれましては、本日予定しております72の事業につきまして、是非、幅広い御経験に基づく率直な御意見、御提言をいただき、その上でこのチームとしての所見を決定し、近く行われる来年度の予算要求に活用するとともに、予算執行についてもその効率化を進めていきたいと考えているところでございますので、是非よろしくお願い申し上げます。

井上会計課長 それでは議事に入ってまいりますけれども、まず、本日の臨時会合につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

行政事業レビューの運用につきましては、東日本大震災の発生に伴いまして、政府全体としては震災に対する対応に最優先に取り組む必要があったことから、行政事業レビューの全体計画、すなわちフルバージョンであれば、行動計画を作って公開プロセスをやって、レビューシートの中間公表し、意見を募集し、各レビューを行って公表するとやるわけですが、そのうち公開プロセスの実施や事業レビューシートの中間公表などは、事務手続の時間的な関係等も考慮して、今年には行わないということになったわけでございますが、行政事業レビューそのものにつきましては、各省庁において今年も実施して、24年度予算の概算要求に反映していくということになったわけでございます。

この行政事業レビューは、当予算監視・効率化チームの取組の一つでございますので、本日はチームの臨時会合という形で、この行政事業レビューの審議をしていただくということになったわけでございます。

それでは、まず、本日の議題二つのうち、90%以上のところは行政事業レビューを行うわけでございますが、お手元に参考資料といたしまして二つほど資料を御用意いたしました。一つは横長のエクセル表でございまして、行政事業レビューの点検結果の平成23年度概算要求への反映状況についてという十数ページものでございます。これは、昨年度実施した75事業につきましての行政事業レビューの総括結果表でございまして、各事業に対して、真ん中の欄に予算監視・効率化チームの所見という欄を設けまして、これを踏まえてどのように反映していったかということを一覧にしたものでございます。最初の11ページのところ

までが、8月末の概算要求の段階で反映した結果を取りまとめたものでありまして、この範囲でいきますと、登記特別会計のところは、概算要求の外枠で事項要求ということになった関係で反映額が入っていなかったわけでございます。その限りで特別会計分を除いた一般会計分でいきますと、11ページのところ、右側から二つ目の数字の「Cのうち反映額」の欄の合計に記載がありますように、43億円余りの削減を達成したということになっておるわけでございます。

さらに、年末の予算案の決定までの過程において、特別会計分につきましてもレビュー結果を踏まえた反映というものが行われていったわけでございます。それが次の3ページ分の一覧表でありまして、この一番最後のページ、「うち反映額」というところを見ますと、21億5,000万円という削減が達成されたという結果になってございます。この特別会計分についての資料は本日初公開でございます。それ以外のところは既にお配りしたことがあったかと思いますが、御参考いただければと思います。

それからもう一つは、「行政事業レビューの事業数について」と書いた一枚ものの紙でございます。昨年の試行から今年の本格的な実施に当たりまして、事業のくくりにつきまして再検討した結果、統合する、あるいは経費の性質に照らして対象外にするというものがあまして、事業としては四つ減りまして、新たに震災関係の復興推進ということで一つ増えて、結局、プラスマイナスで三つ減って72事業に整理されたという相関関係を整理した表でございますので、これも必要に応じて御参考にしていただければと思います。

それでは、本日の審議に入りたいと思います。本日の審議は、72事業すべてにつきまして対象とさせていただきます。

それで、各アドバイザーの皆様には、シートは事前にお送りしてお目通しいただいております。時間の関係もございますので、各シートの個別の事業の説明は本日は割愛させていただきます。

それから、進め方といたしましては、特に上から順というわけでもございませんので、御関心の強いところ、時間が掛かりそうなところなどから先に進めていくということで、適宜進行していきたいと思います。

一番最後に、契約の事前審査が一つございますので、10分程度残していただければと思います。最大3時間分の時間をとってございますが、必要に応じて適宜休憩を挟むか、そのままやってしまうかも考えながら進めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

そのようなことで、早速開始させていただきたいと思います。

それでは、アドバイザーの先生方、どうぞここはというところから挙手の上、御質問、御意見等を御開陳いただければと思います。

伊藤アドバイザー 最初に全般的なお話なんです、レビューシートに成果目標あるいは活動指標、単位当たりコストという欄があって、実際の予算の効率性ですとか合理性を判断するのにとても役に立つと思います。ただ、幾つかの事業にそれが困難であるということで書かれておりませんので、例えば通常の事業会社だったらこういう分析をして、予算の執行が効率的吗、あるいは相当かという判断のための分析をするだろうということを意見として幾つか述べさせていただきたいと思います。

一番最初に、1ページの0001ですが、これは情報化の推進ということになっていまして、確かに内容的に雑多ですから、通常の製品のように1個当たり幾らというのはコストは

簡単には出ないと思います。ただ、実際に9億7,800万円を使っているときに、金額だけ見ても恐らく何も分からないと思います。通常は金額というのは、数量と単価で分類することによってその内容が分かる。ここの事業の予算の全部を私が存じているわけではありませんが、例えばあるとしますと、9億7,800万円のうちの主要な事業についてどういう作業をしたか。例えば工数掛ける1日当たりの単価、そういうことで金額が構成されると思うんですが、その工数と単価の金額の推移が分かると、前期に比較して増えた、あるいは減ったということで、この9億7,800万円を見るよりはずっと理解が深まるのではないかと思いますから、この様式に合うかどうかは私は分かりませんが、目的は予算の相当性と合理性と効率性を判断する資料として、書かなくていいのかということになると、やはり何か工夫をされてお書きになったほうがいいのではないかと思います。

同じようなものが、11ページに別紙をおつくりになってございます。国際会議等の運営費用ということで、これもやはり判断ができないということで、るるお書きになっていますが、「したがって」という一番最後の文章がありますが、確かに単純にはできないと思います。ただ、分析をする目的というのは予算支出の合理性を判断するということですから、恐らく通常のケースですと、会議費用を、国別の国民総生産の比率ですとか会議の出席者の数ですとか、そういうもので金額の配布基準が決まっているはずだと思いますから、金額の配布基準がどういう基準に従って、去年は日本はどの位置付けで何%で負担しているんだとか、そういうのが分かれば、またその推移が分かれば、御覧になった方の判断ができるのではないかと思います。

それからもう一つは、次のページの12ページに司法試験の実施がございまして、これも難しいということになっているんですが、例えば、このケースですと、新司法試験とか予備試験があるみたいですが、試験ごとの受験者数と合格者数の推移とか、合格者数の1人当たりのコスト、そういうのが分析できれば、他の国家試験との絡みにおいて過重ではないか、あるいはもうちょっと合理化できるのではないかという、兆候を判断することができるのではないかと。そういうことからすると分析は全く不可能ではないのではないかと思います。

一番最後、208ページに刑務所作業の実施というのがありまして、確かに何もお書きになっていないんですが、これ自身も、要するに刑務所で作業されている数というのはきっと何らかの区分ができると思いますから、刑務所で作業されている、役務を提供している人の数プラス1人当たり幾らというのを出せば、この作業のために1人当たり1日幾らのお金を使っているのか、相当なのかという判断ができるのではないかと思います。

私、内容を知らないで今お話ししていますが、目的はそういうことで、金額だけでは分からない、数量と単価に分析して何年間かの推移をとることによって、傾向と効率性が足りないのではないかと、あるいは効率性がうまくできているのではないかとというのが判断できると思いますから、是非、とてもいい仕組みだと思いますので、ほかのところも試行錯誤的にやりいただきたいと思います。

井上会計課長 御意見ということで承っておきます。

伊藤アドバイザー はい。たくさんありますけれども。

井上会計課長 この成果目標とか活動の指標を掲げるというのは、今年から取り入れた仕組みでございまして、政策評価の関係では昔から苦労しながら若干やっていたところはございますが、まだうまく慣れていないような部分も若干あるかもしれませんが、いろいろ御指導い

ただきながら、どういう形で数値的な材料を出せるかというのは引き続き検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

瀬戸アドバイザー 民事局の20番の登記情報システムの維持管理について2点ほど質問があります。

レガシーなシステムからオープンなシステムにしたと。予算等の削減効果があったというふうに書いてありますが、受託したベンダーを見ますと1者で、オープンにした割には競争原理というのが適切に働いていたんでしょうかということが1点質問です。

あと、111ページに次期登記情報システムの切替え、運用支援及びアプリケーション保守業務等の委託とあるんですが、かなりの金額がアプリケーション保守に予算化されていますけれども、この内訳をお聞きしたい。一般的には、ソフトウェアというのは1回作ればほぼ問題なく動くものであって、ハードと違って、アプリケーションというのはソフトウェアのことだと思うんですが、なぜこんなに高額な予算が掛かるのかということについてお聞きしたい。

2点と言いましたけれども、3点にしたいんですが、あと112ページの1件当たりの手数料と、一番下に書いてありますが、700円と500円、これはどのように解釈すればいいのか。

この3点についてお聞きしたいということです。

民事局 民事局でございます。

まず、オープンなシステムに切り替えたことによります削減の効果でございますけれども、メインフレームを中核としましたシステムからオープン製品を用いるというシステムに再構築したわけでございます。あとは、登記事務の処理システム、これは従前は全国50か所でございますけれども、それを4か所に集中したというようなことでございます。

具体的には、平成15年度におけます運用経費と比較しまして、平成23年度におきますは年間で約130億円程度の節減といったものを見込んでおります。具体的に申し上げますと、機器等の借料でございますけれども約97億円、それから運用保守等の委託経費でございますけれども約26億円、それから土地・建物の借料、備品費等で約7億円、約130億円程度の節減が見込まれているというものでございます。

アプリケーションの保守につきまして、富士通1者の入札ということでどうなのかという、その内容の点についての御質問でございます。この点、確かに結果としては既存業者による1者入札となっておりますが、私どもといたしましては、オープンなハード、ソフトのシステムでございますので、特段、応札条件におきまして特別の実績要件等を課しているわけではございません。また、調達計画書の公表ですとか、応札希望者に対しまして設計書などを開示するというところで、広く入札への参加は呼び掛けているところでございます。ただ、再構築に係る当初の開発機器の調達では複数者の応札があったわけですが、その後の機器の増設ですとか継続的な保守ということになりますと、新規参入ということになるとどうしてもコストを回収するのが難しいということで、結果として1者入札になっているという状況でございます。

この費用の額でございますけれども、これらの委託業務の中身からしますと、それなりの費用は掛かるのかなと私どもは認識しております。このシステム自体が1、260万ステップに及ぶ大規模なものでございまして、そういったシステムを構成する膨大な製品の障害情

報への検証ですとか対応、あるいは制度の改正ですとか機能改善、そういったもののシステムへの影響の調査ですとか、更にはアプリケーションの動作の不具合への調査改良等々、かなり幅広い業務を内容とするものでございます。

そういったことになると、どうしても高度な専門的知識が要求されるというようなことで、そういったような値段になっているのかなと思っておりますけれども、私どもとしましては、適正な予定価格を設定することによって、経費が不当に高くないように防止する対策はとっております。ということで、今後とも、一般競争入札によって調達することによって公平性、透明性を確保していきたいと考えているところでございます。

それから、手数料でございますけれども、先ほど御指摘いただきました112ページに手数料の算出の資料がございまして。基本的に、こちらの手数料の算出の考え方でございまして、登記事項証明書等の交付事務に要する経費を推定の事件数で割るということでございますので、言ってみれば経費のほうを利用者の方々に負担していただくと、こういう対応関係でございまして。今回、例えば書面による登記事項証明書の交付手数料が1,000円から700円というふうに下がったわけでございますけれども、こちらのほうは、新しいシステムの導入等が22年度をもって完了したということもありまして、システム経費が大きく下がったということもあって、300円という比較的大きな値下げにつながったのかなと思っております。

とりあえず私からの説明は以上でございまして。

瀬戸アドバイザー 一番最後の手数料のところは、登記簿等の情報の電子化が完了したことにより手数料が減ったと。住民サービスというか、国民サービスというか、それに対する効果があったと。下がったにもかかわらず運用コストはこの手数料でほぼ賄えるという理解でよろしいのでしょうか。

民事局 そうでございまして。新しいシステムの導入のためのいろいろな経費がなくなったということでございまして、システム経費の全体のものが下がったということでございまして。

瀬戸アドバイザー あと、アプリケーション保守業務等についてですが、この金額はかなり大きくて、先ほど1,260万ステップをメンテナンスしなければいけない。これだけの価格が掛かっている。48億円ですか。この金額というのはかなりの金額で、新しいソフトウェアを開発しているのと同じような額に見えるんですが、こんなに掛かるのでしょうか。大体、プログラムは1回作ると、初期の事故は多く発生しますけれども、何年か稼働していますと初期のエラーというのは安定してきますから、そんなにメンテナンスコストというのはハードほど掛からないはずなんですが、この金額というのはかなり大きな数字だと判断します。

民事局 初期のほうが多いのかもしれませんが、もちろん様々なトラブルは現実にはございます。あと、頻繁に制度改正、法律の改正ですとか、機能改善といいますものはかなり頻繁にやっておりますので、そういう点に伴うシステムへの影響の調査等は、かなりの回数行っているところはございます。

瀬戸アドバイザー その件は、前に、刑事局のほうでしたか、アプリケーション保守にも同様のものがあつたと思うんですが、当然制度の変更が起きますよね。だから、それを見越してメンテナンスしやすいように作っておくべきであつて、制度改正が起こるからアプリケーションの保守などに48億円も掛かるというのは、ちょっとおかしいロジックではないかと思うんですが。

民事局 私も、どこまでこの作り変えやすさというものがどこまで準備できるかというのはあれですけども、制度改正のほうも、こちらが開発する際にどの程度、諸要素によって不動産登記はかなり幅広い分野にかかわるものですので、どういうところで制度改正がどういう形で出てくるのかというのをあらかじめ見越すというのは、なかなか難しい面はあるかと思っています。

瀬戸アドバイザー この金額は妥当なんですね。48億円というのはどういう見積りをされたのか分かりませんが、先ほど適正な見積りをしたというお話だったんですが。

民事局 私どもとしては、見積り、実績等を踏まえて、このぐらいの値段は決して不当ではないというふうに理解しているところでございます。

瀬戸アドバイザー 結構です。以上です。

中村アドバイザー 今、登記の質問がありましたので、引き続きまして登記の辺りのところについて2点お伺いしたいのですが、一つ目は、事業番号0019の登記事項証明書の交付事務等の委託というところでございまして、民間に業務を委託して経費の節減というようなことにつなげていくという全体の方針については、理解をしているところなんですけれども、登記所といいますか、法務局でも、比較的いつも混んでいるところと、それほどでもないところと、いろいろあるように拝見をしております、そうした中で、いつも混んでいるようなところだと、登記事項証明書の交付事務を外部に委託することで、恐らく費用の節減ということが実現しやすいのであろうなと思うわけなんです、そうでもないところだと、むしろ法務省の所轄の方が中身に応じて、手分けをするといいますか、そういうふうにしたほうがより効率的な場合もあるのではないかという感じがしております、その辺りの判断といいますか、区別の仕方ということについて、どのようにされているのかというところを一つ御教示いただければと思います。

二つ目、今の瀬戸先生の御質問に若干かかわるんですけども、法人登記のほうで、実は某大手監査法人の登記について、その所轄の法務局でなければとれないということが最近分かったんですけども、それはお伺いしたところでは、一定のデータ量以上だとそういうことになるということなんです、今、相当数の金額で登記のシステム開発をされたということの中で、その辺りの改善をされるとすると非常に多くのコストが掛かるのかどうか、その辺りについて御教示いただければと思います。

民事局 まず、1点目の登記事項証明書の交付事務等の民間委託の関係でございすけれども、私ども、契約のほうは各法務局単位、ですから、一つの地方法務局ということになりますと地方法務局で一括して契約すると。ですから、中にはいろいろな支局、出張所がその中に入っているということになります。あるいは大きい法務局ですと、全部それを一つの契約ということになりますと大き過ぎてしまいますものですから、幾つかのグループに分けて契約ということをやっております。

私ども、そういった各法務局単位、それから法務局のグループ単位で委託しているわけですが、そういった中での費用の節減効果というものをと見ますと、平成19年度の入札におきましては3年間で10億円、20年度の入札では2年間で26億円、21年度の入札においては3年間で44億円といったような経費の削減が図られております。ですから、一つの契約の単位の中で、事件数が多いところと小さいところで、更に具体的な節減効果がどうかというところまでは、大変申し訳ないですけども、そこまで試算しているわけではござ

いません。

ただ、例えば、本当に事件が少なくて職員が片手間にといいますか、ほかの仕事もやりながらそういうこともやっているにもかかわらず民間委託で、その専門の人を民間から導入するということになる、確におっしゃるような問題点はあるかと思います。ただ、民間委託の対象となっておりますのは、もともと法務局の職員が交付事務を専従していた、こういう事務に専らついていた職員がいるところを対象にしておりますので、そういう点では、1人の職員がやっているところに民間が入ってくるということでありまして、それなりの節減効果は出ているのではないかと考えております。今、登記所のほうも大分、統廃合といいますか、昔のように本当に小さくて、1人とか2人でやっているというようなものがだんだん少なくなってきておりまして、今残っている登記所ではそれなりの事件数は出ているという状況かと思えます。

それから、先ほどの、データの量によって、ほかの登記所で登記されている登記所の情報が取れるかどうかということですが、御指摘のとおり現在ではデータ量の制限はございますけれども、これは国民の皆様方に対するサービスとしてみますと、もう少し改善すべき点があると考えられますので、もう間もなくなんですが、8月1日からデータ量の制限は解除するというようにしております。ですから、A登記所で持っている大きいデータ量の登記簿情報をB登記所でとることはできるということになります。

ただ、自宅ですとか事務所のパソコンから登記情報をとるという提供サービスがございます。そちらのほうは8月1日には遅れるのでございますけれども、こちらのほうのデータ量の制限の解除は、24年度中に行うという方向で現在検討しているところでございます。

中村アドバイザー ありがとうございます。

瀬戸アドバイザー 同じく登記に関してなんですが、項目の18、ページ数で言うと95、デジタル地図の整備の必要性というのは十分理解できるんですが、地図が全部いつできるのかというか、この予算がいつまで必要なのか。それから全国整備に、全部整備するのに幾らぐらいお金が掛かるのか。

それから、この予算の根拠の内容が不明なのと、あと、執行率が毎年100%を切って91%とかなのに予算だけは右肩上がりが増えて、執行率が低いにもかかわらず、低いというか、そんなに低くはありませんけれども、90何%という数字、100%いってなくて余っているのに毎年予算が増えていくというのはなぜなのかということ。

あと、地図混乱地域というのは、具体的にどういうことを地図混乱地域というのか、教えていただきたい。

いつまで続くのか、幾らぐらい掛かるのか、それから地図混乱地域、それからなぜ予算が90%、91%の執行なのに毎年予算が増える傾向にあるのか。この3点について。

民事局 私どもは、地図を作っている対象は地図混乱地域、特に都市部の人口密度が多い地図混乱地域を対象にしております。

瀬戸アドバイザー なぜ地図混乱地域なのか。

民事局 地図混乱地域でございますけれども、簡単に申し上げますと、いわゆる公図と現地が著しくずれているということで、登記簿上の土地が現地で特定ができないと。そうしますと、例えば土地の分筆ですとか表示に関する登記の処理もできなくなってしまっていると、そういったようなものでございます。特に昭和40年代ですとか国土の開発の際に、そのころは

乱開発と言いますけれども、公図というものを言わば無視して、その場で現地で適当に分筆して切り分けて売ってしまったというようなことで、公図からずれてしまったですとか、あるいは自然災害によって、川の氾濫とかで従前の境界が分からなくなって、だけれどもそこに適当に建てられてしまったとか、そういったような経緯で現地と公図が著しくずれていると、そういうところを地図混乱地域と言っております。

こういったものが今後いつまで続くのかということでございますけれども、これは率直に言いますと、あと何年、例えば１０年、１５年、２０年ですとかというようなことは、申し上げることは難しい問題でございます。まだ地図混乱地域はたくさんございますし、そこをやっていくということになりますと、何年掛かるかというのは明確な数字はなかなか申し上げられないというのが現状でございます。

少なくとも私どもとしましては、必要性が非常に高いところから優先的に、２１年度から２８年度という、とにかく８か年の計画を立ててそういうものを進めていくと。８か年が終われば、またそこから何か年かの計画を立てていくというようなことになろうかと思えます。

それから、いつまで続くかというところがなかなか見えないものですので、全体として幾ら掛かるのかというのは、これも難しいところでございます。８か年計画ということで申し上げますと、２３年度以降でございますが、約１４５億円、これから残っている部分を進めるためには１４５億円程度掛かるというものでございます。

この予算の根拠でございますけれども、レビューシートの９５ページの下のところに予算の内訳というのが書かれております。これは地図を作る作業、地図整備作業そのものと、あとは境界争いを解決するという筆界特定制度の経費と合わせて書かれております。

一番上の委員手当のほうでございますが、こちらのほうは、どちらかといいますと筆界特定に係るものでございます。土地の境界紛争につきまして、土地家屋調査士等の専門家に意見書を出してもらうということがございます。様々な打合せ等も行います。そのための委員手当がこちらの費用でございます。

地図の関係で申し上げますと、一番大きいのは雑役務費でございます。こちらのほうは地図の作成作業の委託費でございますけれども、具体的には、地図に際しまして現地を調査する、あるいは現地の調査の結果に基づいて測量していくということになるわけですが、そういった際に、これも土地家屋調査士のほうに委託をいたします。そのためにこういったような費用が掛かっているというものでございます。

御指摘のとおり、確かに執行率のほうは１００％に満たないという状況でございますけれども、この執行率が１００％となっていない理由は入札開差でございます。

増えている理由でございますけれども、こちらのほうは、ここ二、三年、地図の作成の対象面積が増えているということがございます。これは新８か年計画ということで、前の計画よりもなるべく前倒しして、早く１３０平方キロメートルの地図をつくらうということで、平成２１年度、２２年度、２３年度と徐々に地図の作成面積を大きくしていくと。１平方キロメートルずつ大きくしていくということに計画上しているわけございまして、その面積の増加に伴う予算の増加ということでございます。

とりあえず私からは以上でございます。

伊藤アドバイザー　７０ページの話なんです、最初の事業概要のところ、要整備庁、老朽化してというのが６２５庁あるということで、工事の進捗から単純に割りますと、工事が全

部終わるまで24年ぐらい掛かりそうな進捗状況なんですが、そういうことで、一つは危険性とかそういうのはないんでしょうかということです。もし危険性がないとするなら、要整備庁という、どちらがやられているか知りませんが、その基準というのは確定的なものなのんでしょうかというのが一つあります。

それからもう一つ、予算の執行状況で繰越し等というのが平成21年度に674億円マイナスがあります。それを22年度と23年度に225億円と449億円を消化しているんですが、22年度の繰越し等の消化が、執行額が182億円ということで、42億9,000万円未執行になっているんですが、私は仕組みがよく分からないんですが、通常、未執行であれば、それは繰越しで23年度に入っているのか入れるのか、未執行のままで終わっているんでしょうか。どうなんでしょうかということなんです。

施設課長 施設課でございます。

まず0013のほうですね、要建替え建物が625庁で、23年度の整備完成件数が26件ということです。これを割りますと24年掛かるというのはそのとおりであります。しかし、625庁というのが、0012とも関係するんですけれども、625庁のうち、0012にありますような官署施設のところで要建替えというのが498庁というのが出ています。それを引きますと矯正施設の要建替えの数ということになりまして、127ということになっています。

そもそも論から言いますと、耐震対策といいますのは、事業概要に書いてありますように、対象となっているのが官署施設ではなくて矯正収容施設ということになっています。もっと手前からいきますと、法務省の施設といいますのは、官署施設と矯正施設と大きく分けることができますので、その中の矯正施設について耐震対策をやっていこうということになります。

したがって、そういう意味ではちょっと分かりにくいかもしれませんが、この対象施設である矯正施設で要建替えというものは127庁ということになります。ページをめくらなければややこしいんですけれども、625庁から0012のところの498庁を引くと127ということになりますので、0013のシートに書いてあります矯正施設で要整備の対象になっているのは127ということになります。しかし、127を26で割ると、やはり4.8年ということになりますので、4.8年掛かるのかというのは、確かに数字の上ではそのとおりということになります。

矯正施設の場合に、耐震対策をどういうふうに考えているかといいますと、原則的に経年と、造ってから何年たっているかということでやっているわけでありまして、木造の場合は経年が20年以上、多くのコンクリートブロックとか鉄筋コンクリートは、40年以上たっているものについては、今後10年以内にそういう状態になるというものについて要建替えというふうに分類してございます。

ただし、官署施設と異なりまして、矯正施設の場合は棟数が非常に多いと。一つの刑務所を見ましても、いろいろな時期に建てた建物がそれぞれあったり、あるいは建て替えるにしても、その施設を使いながら、被収容者を入れて使いながら建て替えていくということもあります。また、場合によっては、本当は整備が必要なんだけれども、例えば移転したいといったときでも移転先がなかなかないとか、現地で建て替えようといってもなかなか地元の理解が得られないとか、いろいろな不確定要素がありますので、何年に必ず全部整備ができる

というのは、なかなか言えない要素が多いということはありません。

他方で、官署施設につきましては、今のような分類で何年たっている、あるいは狭くなっている、機能が不備であるということを一定の基準で分類して、整備はするようにしております。

予算の繰越しの点についてでありますけれども、確かに0013のところを見ますと、674億円というのが22年度と23年度に分かれているように見えます。これは、そもそも平成21年度の補正予算で700億円というものをいただいております。これは原則といたしましては、会計年度独立の原則がありますので、その年度の予算というのはその年度内に使うと、余れば返すというのは大原則なわけでありまして、予算の執行の内容によっては単年度では執行し切れないものもあります。例えば、ここで言いますところの施設整備などについては、2年掛かる、3年掛かるというのはざらにあるわけでありまして、そういったものについては財政法で繰越し制度というのが認められているところであります。平成21年度で付いた700億円の予算につきましては、21年度に執行したのが29億円あるわけですが、その余については22年度に繰り越している。さらに、そこでまた23年度に繰り越しているというのがあります。

先生御指摘のとおり、22年度の224億円と182億円、この差につきましては、繰越しの要件、繰越しの要件というのは、一つ一つの工事について繰越しの要件があるかどうかというのを判断していきますので、その積上げがこういう額になっているわけですが、この平成22年度の執行額と実際の予算の差については、これは繰越しの要件がなかったということもあるので、原則にのっとって国にお返ししていると、財務省に不用としてお返ししているということになります。

ですから、あらかじめ何か、700億円が21年度にあって、最初から22年度と23年度に分けて執行しようということを目指したのではなくて、その時々、もちろん一個一個の契約ですから、2年掛かるとか、あるいは1年以内にできるとか、いろいろな工事がありますので、実際にやってみて繰越しの要件があれば繰り越しているということになります。伊藤アドバイザー そうしますと、要件の件は別にして、実際に42億9,000万円の工事をしていないんですが、それを当初予算請求したけれども工事をしなくても済んだというのは、どういう理由なんでしょうか。そういうものはほかにもないですかということになると思うんですが。

施設課長 結論的にはそういうことになります。必要な工事はやっている、しかし不用が立ったのでお返ししているということになるんですけれども……

伊藤アドバイザー そうしますと、不要な工事を予算請求したんですかという話になりませんか。

施設課長 そこは、先ほども出ていましたけれども、入札の開差というのがありまして、実情から申しますと、かなり低入札というのが最近よくある話でありまして、要するに業者も何としてでも工事をとりたいということもありますので、予定以下の7割とかといったところで入れてくると。そうすると、それぞれの工事の積上げですけれども、予算と実際の入札額というのは差が出てくると、これを積み上げていくとこういった結果になったということでございます。

伊藤アドバイザー 分かりました。

井上会計課長 要求している工事は全部やって、開差があつて余つたということですね。

施設課長 はい。ですから、余計な要求をしているというつもりはこちらとしてはないんですが、実際の入札と予定価格の差ということで御理解いただければと思います。

井上会計課長 よろしゅうございましょうか。

瀬戸アドバイザー 入国管理関係、事業番号62ですが、40億円余り掛かっておりまして、同じシステムなら値段は同じなのかなという感じもしますけれども、微増しているものは羽田の国際化か何かで増設した部分が増額されているのかというところをお聞きしたい。

あと、システムというのは、稼働当初は事故がいろいろ起こる、数年運用すると事故が少なくなり、ベンダーサイドもコストが余り掛からなくなる。したがって、安定してきたから、随契なので、もう少し値段を値切っていただいてもいいようにも思えるんですが、そのようなことはしていないのかということ。

あと、大きな2点目、下のほうに、単位当たりのコストと書いてありまして、1人当たり476円とか、自動化ゲートのほうは1人69円とか書いてあります。これはどういう意味ととればいいのか。

3点目は、以前のレビューのときに自動化ゲートの効果とか検証という話が出たんですが、そのあたりのことは検証等されているんでしょうかということをお聞かせ願いたい。

3点お願いします。

入国管理局 入国管理局でございます。

事業番号62番であります。まず年度によって少しずつ金額が増えていく傾向でありますけれども、22年度は御指摘のとおり、羽田空港の新国際線ターミナルビルの供用がありまして、これで機器の増配備をしたということであります。22年度は22年10月からありましたけれども、23年度はそれが1年間になるという影響があつて、更に増えているということがございます。

それから二つ目、リース契約の関係でありまして、これにつきましては、これまでも御説明してきたところでありますけれども、大体5年ということ仕様書の中で説明した上で、リース料について入札を行って、落札していただいたところに翌年以降は随契で契約をしていくという状況になっているために、毎年同じ金額が基本になると。随契ではあるけれども、前年度の金額をそのまま引きずって契約をするという状況にあるわけでありまして、いろいろなアドバイスもいただきながら、今回は導入から3年経過したということでありまして、その関係で、今、御指摘にもありましたように、いろいろな点で安定稼働にきているということに照らすと、保守の内容についてもある程度落としてもいい、点検の項目などの数も落としてもいいのではないのかということから、今回、契約業者との間で交渉を行いまして、このバイオメトリクスシステムの心臓部をなすサーバー群に関する保守付きリースについては、大体29億円、随契で毎年契約しているものであったわけですが、2億8,000万円ほど減額になったと。この場合は、ハードの部分とソフトの部分と両方合わせて保守点検の内容をいろいろ見直す状況になって、それだけ減額ができたということであります。

こういふことで、ただ、当初の入札のときの仕様書の説明などからすると、もしかしたらイレギュラーな交渉ということになるかもしれませんが、こういふことで今回は組みさせていただいたということでございます。

それから、単位の関係の説明をしますと、資料の中にありますバイオメトリクスの取得の

単位のほうは、外国人の方から指紋情報等を取得した人数というのが、算出根拠がここに書いてありますYであります、869万人余りということでありまして、これで平成22年度の執行額を割ったということでもあります。それから、自動化ゲートのほうは、自動化ゲートの利用者数をYということで説明してありますが、74万人余りということで、平成22年度の5,000万円余りの執行額をそれで割ったということでもあります。

自動化ゲートは、公開プロセスの中でいろいろと指摘をいただいて、評価の内容としては抜本的改善、そして自動化ゲートの費用対効果を明確にする必要があるという御指摘をいただいて、私どもとしてその検証を行っているところであります。

具体的には、まずカタログ値などを基にして改めて検討というのを行ったわけではありますが、いろいろなパターンの計算方法があるんですけども、一番中心的な例を申しますと、その試算では、自動化ゲートは、単純に処理件数当たりのコストという点では人の2分の1ぐらいで済むであろうという計算結果が出てまいります。また、審査場に占有する面積も、有人のブースを造る場合に比べて3分の2程度で済むであろうということなど、そのほかメリットはこういう点があるだろうというあたりの整理ができておりますが、一方で処理時間というのは、カタログの時間を前提にいたしますと、人がやる場合の3倍ぐらい掛かってしまう。それから、現状の制度を前提にすると、特に外国人の入国審査の業務量が多くて、それが上陸審査場を一番占めるということになるんですが、外国人に利用していただく仕組みで自動化ゲートを、今の制度を前提にした場合には、最大で2割ぐらいの人に利用していただくのが限度。そうしますと、有人ブースというのは、依然として上陸審査場においては一番大きな面積を用意しておかざるを得ないということから、自動化ゲートの拡大について、現行制度のままだとそういう限界もあるだろうということでもあります。

さらに、各4大空港の審査場について、プログラムを作って実際の有人ブースでの処理状況と自動化ゲートの処理状況というものの数字がとれるようにいたしまして、その数字を今とっているところでありますけれども、その分析についてはまだ途上ではありますが、例えば、有人ブースで日本人を対象に処理した場合には、これも大体想定した数字に近かったんですが、最高で1時間に288人ほど処理できます。自動化ゲートは今まで最高が、カタログ上は90人ぐらいいけるだろうということだったんですが、今出ている数字では75人というのが1時間での最大処理数ということになっています。

ただ、有人ブースのほうは、例えば10個あいている場合に、最大のところで二百何十人処理したとしても、処理数がより少ないブースもあって、平均するともう少し数字が下がる。さらには、有人ブースというものが、すいている有人ブースも含めてスペース的に見ていきますと、全部のブースを平均すると、最大で125人を1時間で処理するところを、自動化ゲートのほうは今、1基ずつしかありませんから、そうすると75人処理できているという実績もあって、スペース割りで見ていきますと、日本人について比べると、有人ブースよりも自動化ゲートのほうが処理できていると言えるような数字ができております。ただし、これはあくまで日本人ということでありまして、外国人に対しては、自動化ゲートは今、日本人と外国人と一つの機械で処理するのがほとんどでありますので、外国人の最大数というのは分からないんですが、結局、1時間に数人程度しか外国人の利用者が出ていないという状況があります。

こういう数字が出ていて、今、4大空港の審査場の数字を出していて、この分析を進めて

いるところでありますけれども、ここから先は説明が長くなってしまうので割愛いたしますが、今の検証結果から見ていきますと、少なくとも日本人については、自動化ゲートが優先的に使われるようなインセンティブとか制度になると、有人でやるよりはコスト的には確実に勝てると。また、審査場のスペースを占有するという点でも、はるかに少ないスペースでより多くの量をこなせるということは確実にだということは見えております。

そうしますと、外国人につきましても同じように、あるグループを作って、このグループは自動化ゲートを使うグループというような形でやると、外国人についても一定の人については明らかに自動化ゲートが有人ブースに勝つことができるだろうという状況が大体見えてきているというところであります。

そうしますと、今、震災の影響がありますが、訪日外国人2,500万人ということを政府は2020年初めまでにやるんだという計画を立てておりまして、昨年944万人の訪日外国人の2.7倍ぐらいまで増やすということになりますと、審査場での審査のスペースとかそういうことの問題も出てきます。

そういう状況で審査の円滑化、迅速化を図るということになりますと、自動化ゲートを何らかの形で活用しなければいけないという方向は、間違いないだろうというところであります。その前提としては、これから先やらなければいけないのは、自動化ゲートを確実にある数利用するであろう制度とか、誘因的なものとの組合せをどうするかという検討をして、ちゃんとしたビジョンといいますか、こういう形にするんだということを考えた上で、それに見合った自動化ゲートというものの在り方を決めていく段階に来ているのではないかとこのところでもあります。そうしないと、自動化ゲートを今のままの状態置いておいて、確かにそれなりに利用はありますけれども、ここで頭打ちになってしまうということであると、果たして有人に比べてどれほどのメリットがあるかという点で、外国人の利用者数が少ないという状況では明らかではありませんが、他方で将来を考えると、これは使う必要のある制度ということで、今、そんな検討の状況の途上でございます。

また次のステップにつきましては、前回のこちらの会議で御説明しました調査研究の中で、バイオメトリクスの審査機器全体の調査研究もしていただきますが、自動化ゲートの部分も含めて機能の面も含めてやると。それともう一つは、2,500万人時代にそれだけの人を迅速に審査するためには、恐らく入管の制度そのものを見直さなければならぬところがたくさん出てきますので、どういう見直し方をするか。それと自動化ゲートをどう組み合わせるかというところをやると。これをできますれば今年中には、大きな方針ぐらいは出せるような方向でやっていきたいと進めております。

瀬戸アドバイザー まず経費の削減のほうは、安定稼働に入ったので、29億円のうち2億8,000万円ですか、経費削減できたということで、非常にいいことだと思います。

あと、自動化ゲートについては、前のレビューのときも委員の方からもいろいろ御指摘がありましたけれども、戦略的に使う流れにあると。多分、国際的に使わざるを得ない流れにあると。もともと10年ぐらい前に、外務省とか国土交通省、それから昔の空港公団、あと航空会社等が、手ぶら旅行とかいろいろプロジェクトをやって、その置き土産みたいな形で法務省が引き取ったようなところがあります。私はそう理解しています。ただし、今後の利用の仕方というのは、法務省自体、入管のほうで適正に検証し、戦略的に持っていく必要があるのではないかと考えています。今後とも検証のほうをよろしくお願いします。

あと、最後の数字なんですけど、先ほどコストのところは476円、69円、これについて、今回初めて計測されたということなんですけど、この数字をどのように使っていくんでしょうか。例えば、この半分にするのが目標であるとか、人数が増えれば当然1人当たりのコストも減りますよね。この数字というのは今後どのように使っていくんでしょうか。

入国管理局 すみません。今後の比較に使うということは考えていたんですけども、目標としてどうかという点は考えていなかったというのが正直なところであります。ただ、今御指摘を受けたのを踏まえて、先ほど申し上げましたように、将来像というのをこれから調査研究もしていきますし、機器自体の実証実験まで含めてやっていくという中で、1人当たりのコストというものの、指標といいますか、考慮すべきものとして入れていきたいと思います。

中村アドバイザー 資料の書いてあるところが少し分かりにくいので、補足いただければという点なんですけど、事業番号0026の登記所の施設整備というところなんですけども、予算額・執行額のところは金額のところですので、このとおりかと思うんですけど、成果目標及び成果実績、それから活動指標及び活動実績というところで、拝見をしたところでは、庁の数と達成度というところで書いてありまして、成果目標のところには整備工事の完成で全体完成と、活動指標のところでは未整備施設の整備工実施というように書いてありまして、庁の数というような形で書いてあるんですけど、達成度の例えば22年度の50%あるいは21年度の24.4%の意味とか、全体としてどういう形で目標を立てられて、どういう状況だということところが、この資料全般から、書いてある中身だけからすると少し分かりにくい感じがいたしまして、補足をいただければということでございます。

施設課長 成果実績のところは、それぞれ当該年度に完成した庁数ということの数字です。ですので、たまたまといいますか、その年度に完成しなかったらそこにはカウントされないと、こういうことになる数字です。

中村アドバイザー この50%あるいは達成度というのは、何に対する達成度でございましょうか。

施設課長 当該年度に工事をしている庁数が活動実績のところは32、41、20と上がっていて、その上の成果実績はその当該年度に完成した庁数ということになります。

中村アドバイザー 分かりました。

井上会計課長 どちらにしろ、この達成度というのはどれほど意味があるかという感が若干ありますので。

中村アドバイザー そうですね。要するに、そもそも行政事業レビューシートの目的は、こういう形で事業の目的があって、それに対してどの程度達成できていて、経費がどの程度削減できていてというためのシートだと思いますので、ここに何を書かれるかというあたりを若干工夫されたほうがよろしいのではないかなという感じがいたしました。

ほかのところと比べまして、費目とか増減理由というようなところも記載が余りないものですから、全体として見にくいといいますか、外部の方から見て評価しにくい書きぶりになっているかなというところで、気が付いたところでございます。

施設課長 分かりました。

伊藤アドバイザー 123ページなんですけど、0023の登記情報について、一つは、124ページにありますコメント補記、一番下の欄に「民事法務協会を指定法人とし続けることについては問題がある」という指摘があったということになっているんですけど、今回の125

ページのフローチャートにはその協会が出ていないんですが、それはどうされたんでしょうかというのが一つ。

それからもう一つ、123ページの予算額・執行額の流れなんですけど、この事業は登記情報提供システムの保守管理であろうと思います。そうしますと、20年度、21年度、22年度というのは3億円、4億円、6億円というぐらいの動きに来ているんですが、22年度が5億円ぐらいの未執行額がある。その中で23年度は11億円というふうに相当増えているんですが、どうしてそういう動きになるんでしょうかというのが二つ目でございます。

民事局 まず、民事法務協会が資金の流れのフロー図に出てこないということでございますが、民事法務協会のほうは、国から指定を受けて指定法人という形で提供サービスの業務を行っておりますけれども、協会のほうでそういった業務を行うために必要な経費といいますのは、具体的なサービスを利用する利用者の方々から手数料という形で取っております。したがって、国のほうから民事法務協会に対してお金を支払っているということは一切ないのでございます。ですから、そういう点でフロー図のほうには民事法務協会は登場しないということでございます。

それから、執行率が100%に満たないということでございますけれども、執行率につきましては、入札開差ですとか費用の節減の効果によるものでございまして、特に22年度予算の執行率が56.5%というふうにかなり低くなっておりますけれども、こちらのほうは登記情報提供システムの更新に伴います開発の経費、これについての入札を行いましたところ、非常に低価格の入札が行われたということでございまして、約8億6,000万円の予算額に対して契約額が4億円ぐらいまで下回ったと。ですから、そういった特殊な事情によるものでございます。

予算規模が増加しているということでございますけれども、こちらのほうは、提供システムの機器を平成17年度までに導入したのでございますけれども、それが22年度から、あるいは23年度にかけまして、機器の更新が行われているということによるものでございます。そのリース期間が終了して再リースということになっているんですが、17年度当時に比べまして、最近では提供サービスの利用件数が非常に増えております。事業シートのところにもございますとおり、平成22年度は6,861万件でございますけれども、平成17年度は1,500万件余りでございますので、平成17年度に比べますと4倍近く増えているということでございます。

そこで、今後の更新後の機器につきましては、ますます増加が見込まれます利用件数に対応するために、性能、それから機能も向上させるということで更新をしているところでございまして、そういったことによる経費の増加が出ているという状況でございます。

瀬戸アドバイザー 人権擁護の関係で、全般的なお話なんですけど、タイトルに「充実強化」という言葉がすべて入っているんですね。もう一つは、成果指標のところには、国民一人ひとりに人権尊重の正しい理解を定着させることが目的だと、ただし内面的な意識だから具体的に図ることは難しいというふうに書いてあるんですが、こういう実態なのになどどのように充実強化する方針でいるのかなという全般的なところをお聞かせ願いたいんですが、正しく理解させなければいけないのに、心の問題だからなかなか難しい、ただ充実強化させる、そのところが1対1に結び付かなかったんですが。充実強化というのはどういうことをもって充実強化と言っているか。ただ単に予算が増えるとか、そういうのは充実強化ではなくて、例

えば、測ることができないところを正しく測っていくということだと思うんですが。

人権擁護局 おっしゃるとおりで、人権擁護の場合は、例えば、数的に相談をたくさん受けたからいいとか、たくさん啓発をやったからいいということだけではなくて、正にやっている活動のクオリティー、質がいいものであって、実際に人権意識などについて向上させていただくというのが最終的な事業の目的なんだろうということで、いずれのタイトルのところにも「充実強化」というのを挙げてあるわけです。御指摘のとおり、それはどのように測るのかという、何をもって充実したのか、強化が図れたのかということは何で測るのかということとは非常に難しいところです。ただ全く測れないものでもなくて、測れる部分はあるかと思うんです。

例えば、本当に心から人権のことを理解したかどうかは別として、人権というものについて気付きというか、きっかけを与えるということを目的として行うような活動であれば、その場に来てくださった方あるいはそれに触れていただいた方が何人だったのか、それは数で測れるのだろうと思います。あるいは、いろいろな人権の研修なども行っていますけれども、これも、もちろん質がどうかということはありませんけれども、そういうことについては、参加された方からアンケートをとって、内容的にどうだったのか、満足のいくものであったのかというようなことを聞き取って、より内容のいいものにしていくとか、そういう個別具体の活動では、何をもって充実したのか、強化したのかということ測り得るものもあるだろうと思いますし、なるべくそういうことで測定していくように、完全ではなくてもそういうように今努力しているところではありますけれども、全般的に申しますと、今御指摘を受けましたように、測定の仕方は非常に難しく、何で測っていくかは、課題の一つだと認識しております。

瀬戸アドバイザー ちょっと気になったのは、測定の仕方は難しいと、ならばお金を掛けようというような発想にならないように注意していただきたいと思っております。

人権擁護局 はい。

瀬戸アドバイザー 刑事局の、番号は29番なんですが、これは何度かいつも質問していることなんですが、アプリケーション保守ということで随分の金額が掛かっていると。これについては一度詳細に担当の方から御紹介いただいて、そのときは分かりましたという回答をしたんですが、ただ、そのときの説明では、入札がマルチベンダー、2者入札になったと。幾らか価格が下がったと、競争入札の効果があったというお話を聞いたんですが、今日の資料の161ページを見ますと、やはりアプリケーション保守のところは入札者数は1者で、前に一度聞いたお話とちょっと違うなということが1点。

あと、そのときお聞きしたときは、レガシーなシステムがいろいろあって、その上にウェブアプリみたいなものを付けたシステムで、それでパッチ等の手間が非常に掛かっているというような話を聞いて、そのときの私のほうの助言は、ブラック立てのシステムを幾ら運用していてもコストが掛かるだけなので、どこかで全部作り直したほうがいいですよと。こういう立て付けの悪いシステムをずっと修理していくというのは、やはり国民の理解が得られないのではないか、こういうところに税金を使うというのは。ですから、どこかで新しいシステムを作り直したほうがいいのではないかという助言もしたんですが、その辺のところをお聞きしたいんですが、1点目は、マルチベンダーで予算が低減化できましたよと。でもここを見ますとマルチベンダーになっていない、1者入札になっていると。あと、今後作り直

しということも選択肢の一つに入れていないのか。ずっとこのままパッチを当てながら、ガベージシステムをパッチを当てながらずっと運用するのか。今後の方針を聞きたいということです。

刑事局 まず第1点目でございますけれども、こちらは、161ページの支出先上位10者リストAというところを書いてある数字は平成22年度の実績でございます。2番目に出ているアクセンチュア株式会社というところで支出額が5億2,500万円になっていますが、これはアプリケーション保守業務以外の契約も含んでおりまして、その下の括弧書きの数字が平成22年度の支出額4億5,200万円ということを示しております。

その後、公開プロセスで御評価いただきまして、23年度、本年度分の調達に当たって、いろいろな御指摘を踏まえて、まず仕様内容そのものを見直しいたしました。それと同時に、調達手続における提案書等の提出期間の見直しを行った結果、先ほど御指摘いただきましたように2者のほうから入札が入りまして、契約額は結果3億1,200万円ということになりまして、22年度との比較で申し上げますと1億4,000万円の減となったと、このような競争入札の実質的な効果が出たということでございます。

それから、今後のシステムの改善の計画でございますが、まず、そもそも3億円掛かっているというのはシステム自体の規模が相当大きいものでございます。全国の検察庁の職員ほぼすべての者が利用して、検察の事件受理から最後の過程まで、すべてのシステムを統合した規模の大きいものでございます。

その中で、どうやって今後この保守業務を見直していくかということでございますが、恐らく中長期的な観点と短期的な観点の両面から検討していかなければいけないということは認識しておりまして、中長期的には、現行システム自体がプログラム原語も含めまして複雑になっている部分がございますので、保守業務の支出が高くなっているというところはあらうと思われますので、今後どのようなシステム改修が可能かについて検討していきまして、機器などのリプレースに併せてシステムの見直しを行っていきたいと考えております。

また、短期的には、保守に係る各対応工数を詳細に把握するなどいたしまして、各年度の契約における仕様内容に反映させて、適切な支出額となるようにしたいと思っております。実際、平成20年度にこのシステム導入が終わっておりまして、当初は職員の習熟度がかなり低かったという点はございますけれども、徐々に習熟度が改善されていまして、そういった観点から工数は基本的に年々減ってきているというところも見られるところでございます。また引き続き検討したいと思っております。

瀬戸アドバイザー 数字的にはこのシートにはあらわれていないけれども、マルチベンダーというか、競争入札が働いて1億4,000万円経費が削減、これは非常によいことだと思います。やはり競争させないことには、こういうシステムの価格とかは我々もなかなか分からないところもございますので、是非競争させるようにしていただきたい。

あと、古いシステムを継ぎはぎだらけというところは、やはりどこかでリプレースを行ったときに新しく作り直さないと、コストばかり掛かりますので、その辺の計画も是非具体的に検討していただきたいと思っております。

井上会計課長 このレビューシート自体は、22年度の資金の流れを確定したものを書くという仕組みになっておりますので、そういう状況を御理解いただきたいと思います。

中村アドバイザー 刑事局の旅費の関係のところを少し教えていただきたいということと、書

きぶりを統一いただくといいかなというところなんですけれども、まず0027というところで申し上げますと、こちらのほうは司法修習ということでございまして、23年度の予算というところを拝見すると職員の旅費と司法修習生の旅費がある。147ページの22年度実績というところを拝見すると、司法修習生のところで1,100万円という旅費があるわけなんですけれども、このところには職員の方の旅費は出てこないで、このあたりの関係はどういうふうになっているのかなというところが1点目でございます。

続きまして、最後のほうにいきまして0032のところですよ、職員の旅費をアイエシイ・トラベルに払っているところと個人の方に払っているところがありまして、この説明の部分が分かりにくいんですけども、支出先上位10者リストというところを拝見すると、アイエシイ・トラベルには90万円という形になっていて、そのほか個人の方に払っていると。178ページのGの旅費の支給というところを見ますと、アイエシイ・トラベルに9,000万円ぐらい払っているような形で書いてあると。

書きぶりの統一というところで申し上げますと、これは個人一人ずつの方について、個人のところについては書いてあるんだと思うんですが、一番最初の先ほどのところと比較をすると、何人の方にお支払いしたのかというのは分からないような形になっている。あるいは171ページのほうで言うと、旅費のところは個人A, B, C, D, E, Fとかという形で書いてあるのですが、ここも別々の個人の方に一人一人払ったということで書いてあるんだと思うんですが、もしA, B, Cというような形で表現をされるのであれば、ほかの項目、次の項目の0032のほうでもA, B, C, Dというふうに書かれてはいかがかということでございまして、刑事局のところで旅費の部分が比較的大きな金額で出ているところもあるので、そのあたりの書きぶりのところでもありますとか、先ほどのアイエシイ・トラベルにお支払いしている部分と個人の方に払っている部分というあたりに関しまして、若干御説明をいただければということでございます。

刑事局 まず最初に、事業番号0027の司法修習の関係の司法修習生旅費と職員旅費でございまして、これは、予算の内訳のところに書いているのは、職員に対するものと司法修習生に対するものということで、費目が違うということで分けて書いてあります。ただ、147ページにまいりまして、そちらのチャート図の中のDで司法修習生ほかと書いてあるのは、職員も入るという意味で、記載がやや不十分だったのかもしれませんが、両方を合算したものを示しているという趣旨で御理解いただければと思います。

その他のところで御指摘いただいた個人と会社を通じてというところでございますが、基本的には、東京地方検察庁においてはパック旅行を業者を通じて委託して、全部アウトソーシングするというパターンが中心でございますので、特定の会社ほかという形で支出しております。それ以外、別途、直接個人に対して支払っているものもあるという、それ以外のものが個人AからJというような形で表記されているということでございます。

中村アドバイザー 同じ刑事局の中でもありますので、書き方を統一していただければと思います。

刑事局 御指摘いただきましたので、工夫してみます。

瀬戸アドバイザー 細かい話になりますが、官房の事業番号4なんですけど、これは必要な経費なのか。例えば、法務省の職員の旅費みたいのは通常業務の中で済む話だと思っていますし、会議録、速記録を作ると書いてある。これはICレコーダー等によって職員の方が議事録を

作ればいい話で、この経費は本当に必要なのかなというふうに感じるんですが、そのあたりお聞かせいただきたいと思います。

司法法制課長 御指摘の速記録の関係でございますけれども、一般の職員が行うということはもちろん可能ではございますけれども、それを行うということになりますと人員を確保しなければいけない。さらに、長時間に及ぶ会議ですので、ある程度迅速に公開しなければいけないという要請もございまして、職員にやらせるということになると、なかなか時間も掛かってしまうということもございます。さらに、会議録の作成業務に関しましては、内閣に置かれました行政効率化関係省庁連絡会議の決定というのがございまして、アウトソーシングを基本的にはしなさいということがございます。そこで、法務省で開催されております複数の会議をまとめまして一般競争入札を行い、業者と単価契約によって請負契約を結ぶなどして効率的な執行を図っております。実はこの日本司法支援センター評価委員会の会議だけではなく、本日の会議あるいは法制審の会議も一括して競争入札しまして、今回も業者の方が今速記録を作るために録音しておりますけれども、一括して入札して、速記録の作成を行っているということでございます。

瀬戸アドバイザー それは他の省庁も同じなんでしょうか。

司法法制課長 基本的には同様でございます。

井上会計課長 要するに、外注できるものはなるべく外注しようというのが基本的な政府の方針ではございます。その分、職員の業務量の評価から除かれるということになるわけでございます。

瀬戸アドバイザー 了解しました。

井上会計課長 あと、最初に先生が御指摘になられましたほかの一般的なもので賄える程度の規模ではないのかということは、これは非常に小さい事業単位なので、これで1枚の事業シートを書くのかどうかというのは一つ検討課題だと思います。

瀬戸アドバイザー かなり額が小さいので、どこかに吸収できるのではないかと。

井上会計課長 まとめられればまとめたほうが、まとめても差し支えない規模だろうと思います。ただ、予算要求自体は、この会議体がありまして、それが旅費も出ますとか、そういうこと自体は要求の基礎として、どこかで計上しなければいけないことではあると思います。シートの作り方としては検討を要するかなと思います。

伊藤アドバイザー 203ページの0037の事業番号で、被収容者生活関連ですが、こちらのレビューシートを拝見すると、全国一括調達ですとかジェネリック医薬品を使われて経費の削減をされているということは、とてもいいこと、価値のあることだと思います。

一つ教えていただきたいのは、これも予算額・執行額の中に、繰越し等で21年度と22年度に二つのマイナスがあります。合計すると1億4,700万円になりますが、これはいつ実行するんでしょうかということと、全く仕組みがよく分からないで恐縮なんです、23年度の予算からそれは削除できないのか。そういうことなんですが、同じような状況が208ページの0038というもののの中にも、繰越し等が21年度で3億1,600万円ありますので、これもいつ予算化されるんですかということの質問でございます。

矯正局 矯正局でございます。説明させていただきます。

まず、21年度につきまして、37番のシートでは8,200万円、それから38番のシートのほうで3億1,600万円、それぞれ赤が立っているわけなんです、これは実はい

ずれの経費につきましても、この後に出てきます39番の留置施設の維持管理に係る実費償還という事業がございまして、実はこの事業において21年度予算が足りない状況になっておりまして、こちらの経費に流用させていただいたという処理をしております。21年度につきましては、こちらのほうに流れてきてしまっているという形で処理をさせていただいております。

それから、37番のシートに戻らせていただきますが、22年度に6,500万円の赤が立っているケースなんですけど、これは実は東日本大震災がありまして、年度末に納品予定であった品物が納品できなくなるという特別な事情がございまして、年度を明けて納品をさせていただいたということで、年度明けに特に繰り越して予算の執行をしております。したがいまして、この六千数百万円の物品は既に購入・納品済みで、お金も支払い済みということになっております。

伊藤アドバイザー その場合は、23年度の予算の中に繰越し等で、マイナス6,500万円の代わりに黒の6,500万円を入れて、一番上の当初予算を6,500万円減らして対応できるのではないですか。

矯正局 これはあくまでも22年度で調達しようとしていた物品でございまして、書き方は私も自信がないんですが、仮に書くとすれば、予算額は減らさないで繰越額として黒で書いておくべきなのかもしれないんですが、23年度予算はあくまでも23年度に必要な物品等の調達予算ということで付けていただいております。この22年度の赤の部分というのは、本来22年度に納めていただくはずだったものの納品時期がずれてしまったということでございまして……。

伊藤アドバイザー 国の予算の執行時期としては22年度に入る。

矯正局 本来22年度に……

伊藤アドバイザー 本来ではなくて現実に22年度に入るんですか、それとも23年度に入るんですか。もし22年度に入るならマイナス65というのを書かなくてもいいような、未執行ではなかったということになるので。

矯正局 これは、いわゆる明許繰越しという繰越しを許していただいたというものなので、この書きぶりがもしかしたら、23年度の繰越しの欄には少なくとも入れておくべきだったのかもしれないんですが、すみません、私もその辺、勉強不足で申し訳ないんですが、23年度にずらしているということではございます。

伊藤アドバイザー 分かりました。

井上会計課長 若干補足させていただきますと、事故繰越しになるのか、明許か分からないけれども、22年度の65の三角につきましては、23年度にプラスで65というふうを書くほうが分かりやすいのかなという感じはいたします。いずれにしても23年度に執行されることになります。

あと、22年度の繰越しが確定した段階では、もう既に23年度の予算というものは別途決まってしまっておりますので、そこの数字をいじるということは実際上は難しいということになります。

中村アドバイザー 今、矯正局のところがありましたので、矯正局のところ、以前の事業のレビューのときに米の調達ということで話題になったわけなんですけれども、今、放射能のいろいろな問題がありまして、聞くところによりますと昨年の米がだんだんなくなりつつあ

るという話がありまして、そのことを踏まえまして今後の対策といえますか、そのあたりについてどのように考えておられるかというところについて、御教示いただければと思います。

矯正局 米の調達には、おっしゃるとおり、全国一括調達に切り替えてやっていただくことになったんですが、市場が非常に不透明でございまして、実際には入札をかけると、札が入っても予定価格よりも高い金額で不落になってしまったりとか、そういったことが現在出ているんですが、矯正施設の場合の米というのは、昨年の米というよりも、古古古古古米みたいな、鶏が鳴いているような米を買わせていただいたりしているわけなんです。ですから、昨年の米が底をつくこと自体は別に心配はしていないんですが、いずれにしても米の調達がなかなか難しい状況にはございまして、いろいろ情報をとりながら上手にやっていかなければいけないとは思っているところでございます。

井上会計課長 要するに、1年間の一括調達をやろうとして、落ちないで緊急随契でつないだりして、短い期間の入札をかけたりとかいろいろ工夫して、今、進めているところでございます。

伊藤アドバイザー 246ページの0045というものなんですが、内容を見ますと、民間に委託する、まず予算額・執行額が10%とか12%下回っているものであります。しかも、実費の弁償金というのが含まれているのにもかかわらず、21年度とか22年度は9億9,000万円という、同じ予算額がなされているというのが、実費ということになると若干金額がぶれてしかるべきではないかと思うんですが、どうして同額なんだろうかというのが一つです。

もう一つ、そういう中で、平成23年度が103億円というふうに相当増額していますが、執行額に余りがある中でどうして平成23年度が増加しているんでしょうかという増加の理由ですが、教えていただければと思います。

保護局 保護局でございます。お答え申し上げます。

まず、初めの平成21年度と22年度の執行額が同額になっているのではないかということなんですけれども、これは執行総額において同額になっておりますけれども、執行の内容、中身は両年度で異なっているものでございます。

今、委員御指摘のありました実費の弁償金、保護司さんの活動に対する実費弁償金でございますけれども、これについて見ますと、平成21年度の執行額が48億2,300万円ありますところ、平成22年度の執行額については41億9,100万円という状況でございます。他方で、住居のない保護観察の対象者に宿所を提供する更生保護施設に対する委託というのがございますけれども、こちらのほうの更生保護委託費の増などがございまして、トータルで執行総額が同額になったという状況でございます。

2点目の、執行率が90%ないし90%を切るような状態でということでございますけれども、確かに御指摘のとおり、平成22年度の執行額が90億9,000万円であるところ、本年度の予算額が103億1,800万円というふうになっているわけなんですけれども、この差が開いている状況については、先ほど説明しました保護司さんに対する実費弁償金でございますけれども、これは保護観察の件数あるいは矯正施設に入っている者の生活環境の調整と、そういった活動に保護司さんが従事したものに対する実費弁償金でございますので、保護観察の件数でありますとか、生活環境の調整の件数でありますとかに大きくよるところです。その活動実績に左右されるというところがあって、実費弁償金につきましては3億1,

000万円の開差が出ているということの状況です。

もう一つ大きいところでは、更生保護委託費でございます。これは先ほど説明しましたように、住居がない者について住居を提供する更生保護施設に委託をするものでございますけれども、ここにつきましても、平成22年度の執行額と平成23年度の予算額について7億8,400万円ぐらいの開差が出ているところでございます。これも先ほど申し上げた保護司さんに対する実費弁償金と同じように、事件数に左右されるところでございますけれども、近年、自分の住む住居が確保できない刑務所出所者と保護観察対象者が増えている状況にございますので、これについて住居先の確保に向けて、更生保護施設での受入れの拡充を図っていく必要がございますので、これに対処しようということで、今回の予算額を認めていただいたということでございます。

伊藤アドバイザー 今お話しのもと、先ほどの活動指標の中に性犯罪者処遇プログラムというのがありますが、その人数とは全く関係のない。通常ですと、予算が増えるもととなる数量を、例えば人員や今回予想しているのが前期の実績より何人増えますよというのを書いていただくと、こっちが増えているから金額も増えるんだなというのはある程度分かるかと思うんですが、それとはこれは関係のない。

保護局 ここに書いてあるのは、違う数字でございます。

伊藤アドバイザー これはどのくらいのお金が掛かっているのか。話は変わりますが、性犯罪者処遇プログラムというのは928名にやっていますが、そんなには掛かりませんですね。

保護局 これは、私どもが性犯罪者に対する再犯防止のための態度の変容を目指すプログラムを数年前から開始しているんですけれども、これが目玉といいますか、特に力を入れてやっているものですから、それについてこの一つの指標として書かせていただいたところですが、経費的には確におっしゃるとおりで、宿所についての委託するという経費に比べますとずっと小さくなります。

瀬戸アドバイザー 入管の事業番号57、内容がよく分からないんですが、予算の額と執行率を見ますと、予算が年々増額されているんですが、執行額を見ると91%とか68%、この数字だけ見ると、この事業に対しては毎年2億7,000万円ぐらいが妥当ではないかと思うんですが、にもかかわらず4億円という数字を上げているのは、このかい離というのはどういうところにあるんでしょうか。予算がかからないのに予算を積み上げているというように見えるんですが、これだけ見ると。

入国管理局 中身がこの中には様々なものが、年ごとに違って入り込んでいて、それぞれ入札をした結果、開差が出たりといったようなことで、結果的に執行率が90%程度になってしまっているという状況がございます。さらに、平成22年度につきましても、予算額が大きくなっているわけでありまして、これは一番大きかったのは、このタイミングで賃金職員の単価の見直しということがありまして、これは政府の方針で、低賃金をなくすということから賃金職員の単価を見直した結果、22年度の予算が大きくなったということで、22年度大きく上がっている最大の原因はこれです。

瀬戸アドバイザー 単価は改善したけれども、実質的には3億円で済んだと。

入国管理局 そうです。その要求をしたんですが、一方でどういうことが22年度にあったかといいますと、一つは、難民の異議の申立てに関しての難民審査参与員という方がいるんですが、その方の手当とか諸謝金とか、諸謝金というのは翻訳料ということになるんですが、

これについて、この当時、難民の申請件数が猛烈に増えてきていたために、この年は1,800件ぐらいまでいくだろうと見込んだところが、異議が半分ぐらいにとどまったと。申請件数自体は伸びてきたんですが、なぜか申請が認められなかった場合の異議申立てがこの年は想定どおり伸びなかったということで、半分ぐらいにとどまって、これで何千万円か不用品になったということがあるのと、もう一つ、ほかにもたくさんあるんですが、大きいものとして、外国人登録事務の消耗品等の調達ということで9,000万円ぐらい立てていたところが、通常ですとそのくらい来ると見込んでいたところが、外国人登録事務自体が来年終わってしまうということから、消耗品を新たに購入しようという部分が大幅縮んでしまったのかなという感じなんですけど、この見立てがある意味ずれが生まれて、ここで6,000万円ぐらい不用品が出たということで、逆にこの部分につきましては例年よりも金額が少ない執行額になったというようなことがございます。

先ほどの賃金職員のほうは、逆に、単価を上げたんですが、賃金職員が雇えなくて欠員になったというのが出て、その部分でやはり2,000万円余り減が出たといったようなことがあって、この年はそういうことが積み上がっていったって、当初の予定では賃金職員の単価の引上げが非常に響くということから予算を大きくしたんですが、実際の執行になりましたら、こちらが想定していた、例年と違う形で使う額が落ちたものとか、想定していたほど事件の件数が伸びなかったというようなことが積み重なって執行率が低くなってしまったという状況にございます。

瀬戸アドバイザー 23年度が増える理由というのは。

入国管理局 23年度は、調べて回答します。

井上会計課長 全く推測で物を言うのと、23年度予算の要求をするのが22年8月末でありまして、22年度でこれだけ執行が落ちるといのはまだ分かっていない段階なので、推計みたいなものはある程度前の年のを引きずってしまう傾向がございまして。ただ、年末に確定するまでの段階で分かってくれば、その部分はある程度落としてくるということになるので、若干そういう部分は残るといのは、予算の1年後になってしまうというか、そういう構造が若干あることは御理解いただければと思います。

入国管理局 結局一番大きな原因は、先ほど言った中で22年度の執行で想定していなかった減額というのが幾つかあったんです。23年度の要求をする時点ではその状況が見えていなかった関係で反映がし切れなかったということが、単純に言うとも一番の理由ということになります。

瀬戸アドバイザー では、適正に是正していただきたいと思います。

伊藤アドバイザー そのちょっと後なんですけど、事業番号60番の出入国管理業務、同じような問題です。327ページですが、予算執行の21年度あるいは22年度がいずれも90%を下回っている予算執行になっているんですが、平成23年度が44億6,200万円というふうに10%以上増額している。329ページの内訳のフローを見ますと、主なものは関西電力ほかの電力料31億8,200万円となっています。電力料はもしかすると上がるかもしれないんですが、予算執行が少ないのにどうしてこの中で4億円を増額しなければいけないのかというのが見えないんですが、どういうことなんでしょうか。

入国管理局 22年度から増えておりますのは、羽田空港支局が国際線ターミナルの運用開始がありまして、その関係で庁舎維持費が新たに掛かってきたと、それが増額の原因でありま

す。

ところが、２３年度は何で減ったのかと逆に見えるところがあるかと思うんですが、２２年度の執行の中で従来掛かっていた関西空港とか中部空港とかの庁舎維持費のほうについて見直しを図って、それでかなり削減できるというような事態になったと。それから、羽田の庁舎維持費も、要求のとき考えていたものに比べると１億円以上入札で下がったということで、これ自体は２３年度に反映したということで、２３年度は若干減ったということでございます。

伊藤アドバイザー 分かりました。

中村アドバイザー 公安調査庁の００６８というところで教えていただきたいんですけども、例えば、２２年度の３７３ページで拝見すると、金額的に大きいところでは、関東公安調査局ほか７局に配分したということでございまして、１億８、６００万円については、物品の購入や役務の契約等に使われたというふうに書いてございまして、３７６ページに複写機とかそういうのあるわけなんです、支払先上位１０者を拝見すると、半分ぐらい、金額的にはいろいろあるのかなというところなんです、この予算配分として使われたものというのが、調査用機材等の物品購入というのが主なところなのか、その他の庁費というんですか、人件費的なものとかそういうものも含まれているのかどうか。要するに内訳、中身が全般的にどういう中身なのかというところを、要するに公安としての特殊なものが何か含まれているということなのか、普通一般的な事務用品というようなところが書いてあるところを拝見すると多いような感じがするんですけども、そういうことなのかというところを教えてください。

公安調査庁 この支出の性格上、調査に掛かるいろいろな機材のものでございまして、人件費等ではございまして、例えば、規格が統一されて本庁のほうで統一的に買えるものであれば、一括的に行うわけですけども、それぞれ用途とかが違う場合、また少量の場合がございまして、それについては各局に予算を配分して、それぞれの実情に応じて執行していただくようにしております。だから、これはそれぞれの現場における調査の必要に応じて出されている機材関係ということで御理解いただければと思います。

中村アドバイザー ３７６ページで拝見すると、一番大きな金額を払ったのはリコージャパンなんです、それよりも一つ一つとしては小さい金額で細かなものをたくさん購入されていると、そういう理解で。

公安調査庁 はい。そういうことでございます。

中村アドバイザー 特に何か特殊な、公安ということなので。

公安調査庁 特殊と申し上げますと、例えば監視用の機材と、そういう意味では非常に特殊なものということで、ここには出ておりませんが、そういうものは支出されております。

中村アドバイザー そういうものは金額的に大きいということではなく、細かく積み重なった結果として。

公安調査庁 そういうことです。それぞれ８局がございまして、それぞれにおいて必要に応じて、それをすべて本庁で一括してというのはなかなか難しい面がございまして、実情に応じてという形で配分している。その結果こういう形であらわれているということでございます。

瀬戸アドバイザー 細かい話になってしまって申し訳ないですが、法務総合研究所の事業番号

67でございますが、図書購入900万円ほど計上されているんですが、これは、もし個人の勉学に使われるものとしたら個人負担ではないのかなと。もし共通図書で使うとしたら、毎年900万円というのは、法律関係は安くはないと思うんですが、1冊1万円としても900冊ずつこの研究所にたまっていくというのは、かなりの図書、多分これは個人用テキストではないかと思っているんですが、もし個人だったら受益者負担にするべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

法務総合研究所 法総研でございます。

今の御指摘のありました研修用書籍というのは、法総研が実施する専門別及び階層別の研修において、研修員が使用する六法全書やコンメンタールといった法律専門書のことであって、いわゆる受講生のテキストとは違います。それで、これらの書籍は研修員に対して個別に配布するものではなくて、研究所内の教室、図書室、それから宿泊を伴う研修をやっておりますので、宿泊する寮室、個室にそれぞれ備え付けて、法務省職員が繰り返し利用するものでありますから、研修員共有の図書ということになります。

瀬戸アドバイザー 六法全書は幾らするか知りませんが、1万円としたとしても900冊、毎年六法全書を買っていくんでしょうか。六法全書は、皆さんよく勉強されるから消耗すると思うんですけれども、3年や4年は使えるんじゃないかと思うんですけれども。

法務総合研究所 それが、現場で働く実務的な研修をやるとなると、毎年、細部であっても改正がございますので、同じ部分が多くても毎年更新せざるを得ないというところがございます。それから、法律の本は高くて、特に六法全書は2冊組みで、普通の書店で買うと1万2,000円ぐらいします。それを入札等で9,000円ぐらいで買っているんですが、個人負担というわけにはいかないの、やはり毎年そろえざるを得ないということを御理解いただければと。

瀬戸アドバイザー 説明責任がちゃんとあれば問題ないと思います。

法務総合研究所 ありがとうございます。

井上会計課長 いかがでしょうか。2時間ぐらいたちましたけれども、よろしゅうございましたか。

それでは、行政事業レビューの関係は一応ここで一区切りということにさせていただきます。

事務局といたしましては、本日いただきましたいろいろな御助言、御提言、御質問等を踏まえまして、また現局においても更に見直すところは見直ししまして、その作業と同時に、チームとしてはチーム所見というものをこれから考えていくわけでございます。スケジュールとしては、24年度予算の概算要求へ反映という時期を選んで進めますけれども、今年はちょっと遅れるのではないかという噂もございますが、その中で作業を進めていきまして、チームリーダーたる副大臣とアドバイザーの皆様方の御了承をいただく手続を経た上で確定してまいるといふことにいたします。

—了—